

産業廃棄物管理票（マニフェスト）
交付者による交付等状況報告

Q & A

令和2年11月

青森県環境生活部環境保全課

— 目 次 —

1 報告書の提出について

- Q 1 報告書の提出対象者は誰か。
- Q 2 電子マニフェストを導入した場合は、報告書の提出は不要なのか。
- Q 3 自己運搬したものについても、報告書に記載するのか。
- Q 4 専ら再生利用の目的となる廃棄物のみを扱う処理業者に産業廃棄物を引き渡したものについても報告書に記載するのか。
- Q 5 報告書の様式等は対象者に送られてくるのか。
- Q 6 報告書を提出しないと罰則等はあるのか。
- Q 7 報告書の様式は決められているのか。

2 提出方法について

- Q 8 報告書はどのように提出するのか。
- Q 9 報告書の提出先はどこか。
- Q 10 報告書は、毎年必要なのか。また、報告書の受付期間は。
- Q 11 報告書は、紙、電子データのどちらか一方で提出するのか。
- Q 12 提出部数は何部か。

3 記載方法について〔全般〕

- Q 13 報告書は誰宛に報告するのか。
- Q 14 報告書に記載するときの原則は何か。
- Q 15 中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する際に交付する二次マニフェスト分と、焼却処分後のばいじんや汚泥を付着物として混入した産業廃棄物など、自らが排出事業者として産業廃棄物を排出する際に交付する一次マニフェストのいずれについても報告書に記載しなければならないか。
また、一次マニフェスト分と二次マニフェスト分は別々に記載しなければならないか。

4 個別記載事項について

【報告者】

- Q 16 法人の場合、報告者は代表取締役でなければならないか。
- Q 17 社印、代表者印は必要か。
- Q 18 農家に代行して農協でマニフェストの交付等を行っている場合、報告者は

誰になるのか。

【事業場の名称・所在地】

Q19 事業場の名称・所在地の記載方法は。

【業種】

Q20 複数の業種を営む事業者は、業種ごとに報告書を作成するのか。

Q21 業種欄には具体的な名称を記載するのか。

【産業廃棄物の種類】

Q22 産業廃棄物の種類はどのように記載するのか。

Q23 排出段階で複数の産業廃棄物が分類されているにもかかわらず、1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合はどのように報告書に記載するのか。

【排出量】

Q24 排出量の単位は。

Q25 排出量は小数点第何位まで記入するのか。

Q26 体積、固体などの単位で産業廃棄物を排出しているが、どのようにt（トン）へ換算するのか。

【運搬受託者の許可番号／処分受託者の許可番号】

Q27 収集運搬業者は、積込先と積卸先のそれぞれの許可が必要になるが、許可番号を記載するのか。

【運搬受託者の氏名又は名称／処分受託者の氏名又は名称】

Q28 運搬受託者と処分受託者は、誰が該当するのか。

【運搬先の住所】

Q29 運搬先の住所の記載方法は。

Q30 区間委託した場合の記載方法は。

Q31 再委託した場合の記載方法は。

Q32 運搬費は支払うが、持込先で原料等として買い取ってもらえるような場合の記載の方法は。

【処分場所の住所】

- Q33 処分場の住所は、中間処理場のことか、最終処分場のことか。
- Q34 自己運搬した場合の記載方法は。
- Q35 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場へ運搬した場合の記載方法は。

— 関係条文 —

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（産業廃棄物管理票）

第 12 条の 3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第 12 条の 5 第 1 項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

2～6（略）

7 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

8～11（略）

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（管理票交付者の報告書）

第 8 条の 27 法第 12 条の 3 第 7 項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市若しくは同法 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市又は大牟田市にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間に於いて交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第 3 号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

— Q & A における留意事項 —

- 回答については、青森県の取扱いとなりますので、他県や青森市、八戸市等に報告する場合、各報告先に確認してください。
- 回答中、「法」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、「令」は同法施行令、「規則」は同法施行規則を示しています。

1 報告書の提出について

Q 1 報告書の提出対象者は誰か。

A 1 前年度（その年の3月31日以前の1年間）において、事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した事業者（中間処理業者を含む。）が、「管理票交付者」として報告することになります。〔法第12条の3第1項、同条第7項〕

Q 2 電子マニフェストを導入した場合は、報告書の提出は不要なのか。

A 2 電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が集計して都道府県知事に報告を行うので、前年度（その年の3月31日以前の1年間）において、事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した事業者（中間処理業者を含む。）が、自ら報告する必要はありません。〔法第12条の5第1項、同条第8項〕

Q 3 自己運搬したものについても、報告書に記載するのか。

A 3 事業者が、自ら排出した産業廃棄物を自ら処理したものについては、マニフェストの交付義務がありませんので、報告書に記載する必要はありません。

ただし、事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら運搬した後、当該産業廃棄物の運搬又は処分を他者に委託する場合は、受託者に対してマニフェストを交付する必要がありますので、事業者が排出した産業廃棄物を自ら運搬する場合であっても、当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託したときは、マニフェストを交付し、報告書に記載する必要があります。

Q 4 専ら再生利用の目的となる廃棄物のみを扱う処理業者に産業廃棄物を引き渡したのもについても報告書に記載するのか。

A 4 古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維の、専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）のみを再生目的で扱う業者に処理を委託する場合は、マニフェストの交付義務がありませんので、報告書に記載する必要はありません。〔規則第8条の19〕

ただし、専ら物を産業廃棄物として処理委託する場合には、マニフェストの交付及び報告書の記載が必要になります。

Q 5 報告書の様式等は対象者に送られてくるのか。

A 5 青森県庁ホームページの「環境保全ページ」に報告書の様式や関連情報等を掲載していますので、お手数ですが、そちらから入手していただくようお願いします。なお、環境省ホームページ等にも様式等が掲載されていますので、ご利用ください。

青森県「環境保全ページ」

アドレス → <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/hozenka.html>

環境省「廃棄物・リサイクル対策」

アドレス → <http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html>

Q 6 報告書を提出しないと罰則等はあるのか。

A 6 提出がなされない場合は、報告書を提出するよう勧告する場合があります。また、勧告に従っていただけない場合にはその旨を公表する場合があります。さらに、公表後、なお正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合には、勧告に係る措置をとるよう命令することがあります。〔法第 12 条の 6〕

なお、この命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処すると規定されています。〔法第 27 の 2 条第 11 号〕

Q 7 報告書の様式は決められているのか。

A 7 様式は、規則に「第三号様式」として定められています。〔規則第 8 条の 27〕
→ 様式の入手については Q 5 参照

2 提出方法について

Q 8 報告書はどのように提出するのか。

A 8 郵送又は持参による方法で、提出できます。

なお、郵送による場合は、お手数ですが封書に「マニフェスト交付報告書在中」などと記入していただくようお願いします。

Q9 報告書の提出先はどこか。

A9 報告対象事業所の所在地を管轄する地域県民局環境管理部に提出してください。

名称・所在地・連絡先	管轄区域
東青地域県民局 環境管理部 〒030-8570 青森市長島 1-1-1 (青森県庁東棟 4 階) TEL 017-734-9185	東津軽郡 上北郡 (野辺地町、横浜町、六ヶ所村)
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 1 階) TEL 0172-31-1900	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、 北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2 階) TEL 0178-27-5111 (代表)	十和田市、三沢市 上北郡 (七戸町、六戸町、東北町、おい らせ町)、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎 1 階) TEL 0175-33-1900	むつ市 下北郡

Q10 報告書は、毎年必要なのか。また、報告書の受付期間は。

A10 管理票交付者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付したマニフェストの交付等の状況について、報告書を作成し、都道府県知事に提出することになります。〔規則第8条の27〕

Q11 報告書は、紙、電子データのどちらか一方で提出するのか。

A11 本県では、電子データのみでの提出は、受け付けていません。

Q12 提出部数は何部か。

A12 提出部数は1部となります。

3 記載方法について〔全般〕

Q13 報告書は誰宛に報告するのか。

A13 産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する地域県民局長あてに提出してください。

なお、青森市内に所在する事業場に係る報告書は青森市長あてに、八戸市内に所在する事業場に係る報告書は八戸市長あてに提出してください。

Q14 報告書を記載するときの原則は何か。

A14 報告書は、規則第8条の27に規定する第三号様式により、記載事項をもれなく記入し、毎年6月30日までに提出するようお願いします。

Q15 中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する際に交付する二次マニフェスト分と、焼却処分後のばいじんや汚泥を付着物として混入した産業廃棄物など、自らが排出事業者として産業廃棄物を排出する際に交付する一次マニフェストのいずれについても報告書に記載しなければならないか。

また、一次マニフェスト分と二次マニフェスト分は別々に記載しなければならないか。

A15 中間処理業者は、報告書を作成する場合には、二次マニフェスト分と一次マニフェスト分の両方を報告する必要があります。

報告書は産業廃棄物の種類ごと、当該産業廃棄物を取り扱った収集運搬受託者及び処分受託者ごとに記載することから、同種産業廃棄物の収集運搬ルート及び処分ルートが異なる場合には、それぞれ一次及び二次マニフェスト分を分けて記載する必要があります。

4 個別記載事項について

【報告者】

Q16 法人の場合、報告者は代表取締役でなければならないか。

A16 法人の場合は、氏名欄に法人名称及び代表者氏名を記載します。

Q17 社印、代表者印は必要か。

A17 社印、代表者印は省略できます。

Q18 農家に代行して農協でマニフェストの交付等を行っている場合、報告者は誰になるのか。

A18 農協やビル管理会社等が事業者からの委託を受けてマニフェストの交付・管理を行っている場合は、農協やビル管理会社等が報告者になります。

→ 参考：平成 23 年 3 月 17 日付け環廃産発第 110317001 号「産業廃棄物管理票制度の運用について」

【事業場の名称・所在地】

Q19 事業場の名称・所在地の記載方法は。

A19 事業場の名称は、報告者の呼称している名称を記載してください。また、事業場の所在地は地番等を省略することなく、正確に記載してください。

【業種】

Q20 複数の業種を営む事業者は、業種ごとに報告書を作成するのか。

A20 事業者の主要事業の業種として報告書を作成して提出するか、又は各業種ごとに報告書を作成し取りまとめて提出するか、どちらでも構いません。

Q21 業種欄には具体的な名称を記載するのか。

A21 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類の名称を記載してください。

なお、自身の業種がどの中分類に該当するのか確認する場合は、総務省のホームページを参照してください。

総務省ホームページ（日本標準産業分類）

→ http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

【産業廃棄物の種類】

Q22 産業廃棄物の種類はどのように記載するのか。

A22 法第 2 条第 4 項、令第 2 条に規定する産業廃棄物の種類を記載します。

また、法第 2 条第 5 項、令第 2 条の 4 に規定する特別管理産業廃棄物の場合はその旨を記入し産業廃棄物と区分して記載してください。

なお、複数の産業廃棄物が排出時点で一体不可分の状態で混合している場合には、種類を「その他混合廃棄物」とし、その混合廃棄物の一般的な名称（例：シュレッダーダスト等）を追記するように産業廃棄物の種類の欄に記載してください。

Q23 排出段階で複数の産業廃棄物が分類されているにもかかわらず、1 枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合はどのように報告書に記載するのか。

A23 マニフェストは、排出される産業廃棄物の種類ごとに交付することとされています。

したがって、排出段階で分類されている廃棄物を処理委託する際に交付するマニフェストは、複数の種類ごとに交付することが必要です。

既に、ご質問の状態で作成したマニフェストがある場合には、今回の報告に限り、ひとまとめの混合物として報告書に記載してください。ただし、複数の産業廃棄物の処理方法が異なる場合は、産業廃棄物の種類ごとに区分して報告書に記載してください。

なお、今後は、マニフェストを交付する場合、排出される産業廃棄物の種類ごとに交付するようにしてください。

【排出量】

Q24 排出量の単位は。

A24 単位は、規則第8条の27に規定する第三号様式により重量（トン）とされています。

Q25 排出量は小数点第何位まで記入するのか。

A25 法令では、特に定められたものではありませんが、トンに換算して報告してください。

なお、電子マニフェストシステムでは、1グラム単位までの報告に対応しています。

Q26 体積、固体などの単位で産業廃棄物を排出しているが、どのようにt（トン）へ換算するのか。

A26 青森県庁ホームページにある「環境保全ページ」に重量への換算係数表等を掲載しますので、お手数ですが、その換算係数を参考に排出重量を計算して、報告書へ記載してください。

青森県「環境保全ページ」

アドレス → <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/hozenka.html>

【運搬受託者の許可番号／処分受託者の許可番号】

Q27 収集運搬業者は、積み込み先と積み降ろし先のそれぞれの許可が必要になるが、両方の記載番号を記載するのか。

A27 許可業者の許可番号の下6桁部分は、固有番号ですので、下6桁を報告書に記載してください。

例：許可番号 00210123456 の場合は、123456を記載してください。

【運搬受託者の氏名又は名称／処分受託者の氏名又は名称】

Q28 運搬受託者と処分受託者は、誰が該当するのか。

A28 排出事業者が排出する廃棄物の処理委託契約（収集運搬契約、処分契約）を直接締結している処理業者が、それぞれ運搬受託者、処分受託者に該当します。

【運搬先の住所】

Q29 運搬先の住所の記載方法は。

A29 運搬受託者が産業廃棄物を最終的に運搬する処分場の住所を記載します。

Q30 区間委託した場合の記載方法は。

A30 区間委託した運搬行程ごとに、報告書の運搬受託者の許可番号欄及び運搬受託者の氏名又は名称欄、並びに運搬先の住所欄を一行ごと下段に記載してください。
(記載例を参照してください。)

Q31 再委託した場合の記載方法は。

A31 当初、委託契約した収集運搬業者や処分業者ではなく、実際に産業廃棄物の収集運搬や処分を行った再委託先の収集運搬業者や処分業者を運搬受託者、処分受託者として記載し、再委託である旨を各受託者の欄に記載してください。

なお、産業廃棄物の再委託は、原則として禁止されていますので、注意してください。

(記載例を参照してください。)

Q32 運搬費は支払うが、持込先で原料等として買い取ってもらえるような場合の記載方法は。

A32 排出した産業廃棄物が購入先に到達するまでは、廃棄物としての取扱いをする必要があり、マニフェストの交付も必要となります。従って、運搬行程に関する欄の記載が必要になります。

なお、処分受託者の欄に買取した業者名や有償譲渡又は有価売却した旨を記載してください。

【処分場所の住所】

Q33 処分場の住所は、中間処理場のことか、最終処分場のことか。

A33 排出事業者から排出された産業廃棄物が、最初に処分される処分場所の住所を記載してください。

報告対象となる産業廃棄物が中間処理を経て最終処分される場合は、中間処分場の住所を記載します。石綿含有産業廃棄物など、最終処分場へ直送する場合には最終処分場の住所を記載します。

なお、処分場所の住所は運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はありません。

Q34 自己運搬した場合の記載方法は。

A34 運搬受託者の氏名又は名称の欄に、排出事業者が自ら運搬した旨を記載してください。

(記載例を参照してください。)

Q35 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場へ運搬した場合の記載方法は。

A35 中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、委託基準に従うとともに、マニフェストを交付しなければなりません。

つまり、自らのマニフェスト交付状況等報告書において、その二次マニフェストの交付状況を記載する必要があります。

一方、中間処理業者が、中間処理後の産業廃棄物を、自ら最終処分場などへ運搬する場合、収集運搬業の許可が必要になります。

このような場合は、収集運搬受託者の許可番号欄には、収集運搬業の許可番号の下6桁を、また、収集運搬業者の氏名又は名称欄には自社名称を記載することが必要です。